

1 行政職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	866	12.2	主事	723	2,625	37.1	役付以外
				技師	141			
				その他	2			
				計	866			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	830	11.7	主事	511	2,625	37.1	役付以外
				技師	306			
				学芸員	6			
				その他（役付以外）	6			
				その他（係長級）	1			
計	830							
3級	1 係長の職務 2 主任の職務	1,323	18.7	主任	922	1,323	27.8	係長級
				副主任学芸員	5			
				その他（役付以外）	3			
				係長	245			
				副主査	125			
				専門員	13			
				講師	5			
				その他（係長級）	5			
計	1,323							
4級	困難な業務を処理する係長の職務	1,575	22.2	係長	1,409	1,969	27.8	係長級
				専門員	47			
				講師	33			
				指導主事	16			
				事務長	16			
				主任学芸主事	12			
				専門技術指導員	9			
				監査員	8			
				学科主任	7			
				社会教育主事	5			
				その他	13			
				計	1,575			

5 級	課長補佐の職務	728	10.3	主査	533			
				学校主査	44			
				課長補佐	44			
				指導主事	13			
				検査監	11			
				農林事務所の課長	8			
				室長補佐	7			
				主税主査	5			
				その他	63			
				計	728			
6 級	1 副参事又は技佐の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	1,362	19.2	課長補佐	199	1,898	26.8	課長補佐級
				主査	191			
				指導主事	148			
				課長補佐（総括）	90			
				学校主査	54			
				農林事務所の課長	53			
				土木事務所・工事事務所の課長	37			
				室長補佐	34			
				管理主事	29			
				会計課長	23			
				社会教育主事	22			
				事務室長	20			
				検査監	20			
				県税事務所の課長	19			
				文化財保護主事	17			
				課長補佐（技術総括）	16			
				農業改良普及センターの課長	16			
				土木事務所・工事事務所の次長	13			
				グループリーダー	9			
				担当リーダー	8			
				児童相談所の課長	8			
				図書館・美術館・博物館の課長	7			
				保健所の課長	6			
				県税事務所の次長	5			
				港湾事務所の課長	5			
				その他（課長補佐級）	121			
				副参事	102			
				技佐	33			
				本庁の室長	6			
				農業改良普及センター長	6			
県民センターの課長	5							
その他（課長級）	40							
計	1,362							

7級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する副参事又は技佐の職務	313	4.4	本庁の課長	83	505	7.1	課長級
				副参事	59			
				本庁の室長	31			
				技佐	16			
				企画監	11			
				チームリーダー	11			
				土木事務所・工事事務所長	8			
				農林事務所の部門長	7			
				室長	5			
				教育事務所長	5			
				農林事務所の次長	5			
その他	72							
	計	313						
8級	本庁の部の次長の職務	53	0.7	参事	13	84	1.2	部長級
				本庁の次長	10			
				技監	7			
				県民センター長	4			
				農林事務所長	4			
				出資団体指導監	1			
				子ども政策局長	1			
				議会事務局の次長	1			
				地域支援監	1			
				農業大学校長	1			
				東京渉外局長	1			
				水戸土木事務所長	1			
				技術振興局長	1			
				水戸県税事務所長	1			
				教育研修センターの所長	1			
				医療大学事務所長	1			
				土浦土木事務所長	1			
				都市局長	1			
農地局長	1							
霞ヶ浦浄化対策監	1							
	計	53						

9 級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の部の困難な業務を処理する次長の職務	31	0.4	本庁の部長	10		
				理事	5		
				本庁の次長	3		
				自治研修所長	1		
				空港対策監	1		
				技監（総括）	1		
				港湾振興監	1		
				調整監	1		
				労働委員会事務局長	1		
				議会事務局長	1		
				監査委員事務局長	1		
				人事委員会事務局長	1		
				立地推進担当部長	1		
				会計管理者	1		
福祉担当部長	1						
農業総合センター長	1						
				計	31		
合計		7,081	100.0				

備考

- 1 「本庁」とは、茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）第2条に規定する部その他人事委員会規則で定める組織又は職をいう。
- 2 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 3 職名及び人数には再任用職員及び一般任期付職員（任期付職員法第3条第2項）分を含む。
- 4 級別及び職制上の段階別の人数割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある（他の表において同じ）。

2 公安職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	巡査の職務	348	7.2	巡査	348	3,071	63.2	役付以外
				計	348			
2 級	困難な業務を処理する巡査の職務	735	15.1	巡査	496			
				巡査長	236			
				その他	3			
計	735							
3 級	1 巡査部長の職務 2 特に困難な業務を処理する巡査 の職務	613	12.6	巡査長	411			
				巡査部長	182			
				巡査	19			
				その他（係長級）	1			
計	613							
4 級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する巡査部長 の職務	1,680	34.6	巡査部長	1,144			
				巡査長	232			
				係長	301			
				警察署の課長（課長補佐級）	3			
計	1,680							
5 級	困難な業務を処理する係長の職務	935	19.2	係長	912			
				警察署の課長（係長級）	9			
				警察署の課長（課長補佐級）	12			
				本庁の課長（課長級）	2			
計	935							
6 級	1 課長補佐の職務 2 専門官の職務	158	3.3	専門官	101			
				警察署の課長（係長級）	2			
				警察署の課長	50			
				課長補佐	5			
計	158							
7 級	1 課長代理の職務 2 管理官等の職務 3 困難な業務を処理する課長補佐 の職務	257	5.3	課長補佐	113			
				警察署の課長	92			
				課長代理	16			
				検視官	6			
				副隊長	5			
				中隊長	5			
				その他（課長補佐級）	8			
その他（課長級）	12							
計	257							
						315	6	課長補佐級

8級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する管理官等の職務	105	2.2	警察署の副署長	24	134	2.8	課長級
				管理官	23			
				警察署長	14			
				本庁の課長	13			
				理事官	7			
				総括理事官	6			
				隊長	5			
				その他	13			
計	105							
9級	1 部長の職務 2 参事官の職務 3 本庁の困難な業務を処理する課長の職務	29	0.6	警察署長	10	14	0.3	部長級
				本庁の課長	5			
				参事官	10			
				警察署長	2			
				人身安全対策統括官	1			
				組織犯罪対策統括官	1			
計	29							
合計		4,860	100.0					

備考

- 「本庁」とは、茨城県警察本部内部組織に関する条例（昭和51年茨城県条例第33号）第2条に規定する部をいう。
- 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

3 海事職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	船舶(甲),船舶(乙)又は船舶(丙)の定型的な業務を行う航海士,機関士又は通信士(以下「航海士等」という。)の職務	0	0.0		計	0			
2級	船舶(甲),船舶(乙)又は船舶(丙)の相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務	0	0.0		計	0	12	46.2	
3級	1 船舶(甲)の1等航海士,1等機関士又は通信長(以下「1等航海士等」という。)の職務 2 船舶(乙)又は船舶(丙)の船長又は機関長(以下「船長等」という。)の職務 3 船舶(甲),船舶(乙)又は船舶(丙)の特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務	18	69.2	機関士		5	12	46.2	役付以外
				その他(役付以外)		7			
				その他(係長級)		6			
				計		18			
4級	1 船舶(甲)の相当困難な業務を処理する1等航海士等の職務 2 船舶(乙)の相当困難な業務を処理する船長等の職務	6	23.1	機関士		2	12	46.2	係長級
				その他		4			
				計		6			
5級	船舶(甲)の船長等の職務	0	0.0		計	0			
6級	船舶(甲)の困難な業務を処理する船長等の職務	2	7.7	船長		1	2	7.7	課長補佐級
				その他		1			
				計		2			
合計		26	100.0						

備考

- 「船舶(甲)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数200トン以上500トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数300トン以上1,000トン未満の船舶をいう。
- 「船舶(乙)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数50トン以上200トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数50トン以上300トン未満の船舶をいう。
- 「船舶(丙)」とは、船舶(甲),船舶(乙),遠洋区域を航行区域とする総トン数500トン以上の船舶及び近海区域を航行区域とする総トン数1,000トン以上の船舶以外の船舶をいう。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)の規定による甲区域内において従業する漁船は遠洋区域を航行区域とする船舶として取り扱い,同令の規定による乙区域内において従業する漁船は近海区域を航行区域とする船舶として取り扱うものとする。
- 一の職が2又は3の級に掲げられている職で,上位の級にあたる職員の職務については,より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

4 教育職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	大学の助教又は助手の職務	30	28.6	助教	30	30	28.6	役付 以外
				計	30			
2 級	大学の講師の職務	11	10.5	講師	11	11	10.5	係長 級
				計	11			
3 級	大学の准教授の職務	27	25.7	准教授	27	27	25.7	課長 補佐 級
				計	27			
4 級	大学の教授の職務	37	35.2	教授	37	37	35.2	課長 級
				計	37			
合計		105	100.0					

5 教育職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の講師，助教諭，養護助教諭，実習助手又は寄宿舎指導員の職務	1,050	14.2	講師 実習助手 寄宿舎指導員 養護助教諭 計	668 262 93 27 1,050	1,050	14.2	講師級
2 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の教諭，養護教諭，栄養教諭又は困難な業務を処理する実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務	6,016	81.6	教諭 養護教諭 実習助手 栄養教諭 寄宿舎指導員 講師 その他 計	5,716 136 84 20 6 5 49 6,016	6,016	81.6	教諭級
3 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	188	2.5	教頭 副校長 その他 計	165 17 6 188	188	2.5	教頭級
4 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	120	1.6	校長 計	120 120	120	1.6	校長級
合計		7,374	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員分を含む。

6 教育職給料表（三）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	小学校、中学校若しくは義務教育 学校の講師、助教諭若しくは養護助 教諭又は中等教育学校の講師若しく は助教諭の職務	1,618	10.3	講師 養護助教諭 計	1,522 96 1,618	1,618	10.3	講 師 級
2 級	小学校、中学校若しくは義務教育 学校の教諭、養護教諭若しくは栄養 教諭又は中等教育学校の教諭の職務	12,542	80.2	教諭 養護教諭 栄養教諭 その他 計	11,666 667 142 67 12,542	12,542	80.2	教 諭 級
3 級	小学校、中学校又は義務教育学校 の副校長又は教頭の職務	784	5.0	教頭 副校長 その他 計	739 31 14 784	784	5.0	教 頭 級
4 級	小学校、中学校又は義務教育学校 の校長の職務	698	4.5	校長 その他 計	686 12 698	698	4.5	校 長 級
合計		15,642	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員分を含む。

7 研究職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(%)	段階	
1級	定型的な業務を行う技師の職務	1	0.7	技師	1			
				計	1			
2級	1 主任の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	143	52.0	技師	70	144	52.4	役付以外
				主任	64			
				研究員	9			
				計	143			
3級	1 試験研究機関（規模の大きい試験研究機関を除く。）の長の職務 2 試験研究機関の部長の職務	91	33.1	主任研究員	39	70	25.5	係長級
				農業総合センターの室長	11			
				産業技術イノベーションセンターのグループ長	5			
				その他（係長級）	15			
				首席研究員	15	44	16.0	課長補佐級
				鑑定官	5			
				その他（課長補佐級）	1			
				計	91			
4級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関（規模の大きい試験研究機関を除く。）の困難な業務を処理する長の職務	36	13.1	研究調整監	8	15	5.5	課長級
				首席研究員	7			
				その他（課長補佐級）	8			
				その他（課長級）	13			
				計	36			
5級	規模の大きい試験研究機関の困難な業務を処理する長の職務	4	1.5	農業総合センター長	1	2	0.7	部長級
				霞ヶ浦環境科学センターの副センター長	1			
				産業技術イノベーションセンター長	1			
				畜産センター長	1			
				計	4			
合計		275	99.6					

備考

- 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

8 医療職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	11	26.8	医師	11	28	68.3	役付 以外
				計	11			
2級	1 保健所の課長の職務 2 精神保健福祉センターの部長の職務 3 相当高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	17	41.5	医師	17	5	12.2	課長級
				計	17			
3級	1 保健所（規模の大きい保健所を除く。）の長の職務 2 精神保健福祉センターの長の職務 3 保健所の困難な業務を処理する課長の職務 4 精神保健福祉センターの困難な業務を処理する部長の職務	0	0.0			8	19.5	部長級
				計	0			
4級	1 規模の大きい保健所の長の職務 2 保健所（規模の大きい保健所を除く。）の困難な業務を処理する長の職務 3 精神保健福祉センターの困難な業務を処理する長の職務	13	31.7	精神保健福祉センター長	1	13		
				その他（課長級）	4			
				保健所長	8			
				計	13			
合計		41	100.0					

備考

一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

9 医療職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う技師の業務	2	0.7	技師	2	209	68.5	役付以外
				計	2			
2 級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	63	20.7	技師	63	49	16.1	係長級
				計	63			
3 級	1 主任の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	129	42.3	技師	65	38	12.5	課長補佐級
				主任	64			
				計	129			
4 級	1 係長又は副科長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務	32	10.5	主任	15	9	3.0	課長級
				係長	10			
				専門員	5			
				その他（係長級）	2			
計	32							
5 級	1 出先機関の課長又は科長の職務 2 困難な業務を処理する係長又は副科長の職務	26	8.5	係長	12	10	3.3	課長級
				専門員	6			
				家畜保健衛生所の課長	5			
				その他	3			
計	26							
6 級	1 規模の大きい出先機関の次長の職務 2 規模の大きい出先機関の困難な業務を処理する課長又は科長の職務 3 出先機関の困難な業務を処理する課長又は科長（2に掲げる課長又は科長を除く。）の職務	43	14.1	家畜保健衛生所の課長	4	38	12.5	課長補佐級
				その他（係長級）	2			
				保健所の課長	8			
				保健所の次長	6			
				食肉衛生検査所の課長	6			
				防疫主査	5			
				その他（課長補佐級）	12			
計	43							
7 級	1 出先機関の長の職務 2 規模の大きい出先機関の困難な業務を処理する次長の職務 3 規模の大きい出先機関の特に困難な業務を処理する課長又は科長の職務	10	3.3	保健所の次長	1	9	3.0	課長級
				家畜保健衛生所長	4			
				その他	5			
				計	10			
合計		305	100.0					

備考

- 「出先機関」とは、茨城県行政組織条例第3章に規定する行政機関等その他人事委員会規則で定める組織をいう。
- 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

10 医療職給料表（三）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師の職務	0	0.0			155	70.1	役付以外
				計	0			
2 級	1 保健師、助産師又は 看護師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	39	17.6	保健師	25	29	13.1	係長級
				看護師	14			
				計	39			
3 級	1 主任の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要とする看護師の職務	87	39.4	主任	53	35	15.8	課長補佐級
				看護師	18			
				保健師	16			
				計	87			
4 級	1 係長の職務 2 副看護師長の職務 3 困難な業務を処理する主任の職務	35	15.8	主任	29	29	13.1	係長級
				その他（係長級）	6			
				計	35			
5 級	1 副看護部長、看護師長又は 教務主任の職務 2 保健所の課長の職務 3 困難な業務を処理する係長の職務 4 困難な業務を処理する副看護師長の職務	37	16.7	係長	11	35	15.8	課長補佐級
				中央看護専門学校の講師	6			
				その他（係長級）	6			
				その他（課長補佐級）	14	2	0.9	課長級
				計	37			
6 級	1 総看護師長の職務 2 教頭の職務 3 困難な業務を処理する副看護部長、看護師長又は教務主任の職務 4 保健所の困難な業務を処理する課長の職務	23	10.4	保健所の課長	7	23	10.4	課長級
				主査	5			
				その他（課長補佐級）	9			
				地域保健調整監	2	2	0.9	課長級
				計	23			
7 級	困難な業務を処理する総看護師長の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
合計		221	100.0					

備考

一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

11 福祉職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	9	19.6	技師	9	25	54.3	役付以外
				計	9			
2 級	1 主任の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	11	23.9	技師	7	17	37.0	係長級
				その他	4			
				計	11			
3 級	1 係長又は専門員の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務	5	10.9	主任	5	4	8.7	課長補佐級
				計	5			
4 級	1 出先機関の困難な業務を処理する課長の職務 2 困難な業務を処理する係長又は専門員の職務	19	41.3	専門員	16			
				その他（係長級）	1			
				その他（課長補佐級）	2			
				計	19			
5 級	出先機関の特に困難な業務を処理する課長の職務	2	4.3	児童相談所の課長	1			
				主査	1			
				計	2			
合計		46	100.0					

備考

- 「出先機関」とは、茨城県行政組織条例第3章に規定する行政機関等その他人事委員会規則で定める組織をいう。
- 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

12 現業職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技術員の職務	40	16.5	技術員	40	242	100.0	役付 以外
				計	40			
2 級	高度の技能又は経験を必要とする 業務を行う技術員の職務	3	1.2	技術員	3			
				計	3			
3 級	副技師の職務	68	28.1	副技師	68			
				計	68			
4 級	技師の職務	34	14.0	技師	34			
				計	34			
5 級	困難な業務を処理する技師の職務	97	40.1	技師	97			
				計	97			
合計		242	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員及び任期付常勤職員（任期付職員法第4条）分を含む。

13 現業職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技術員の職務	3	16.7	技術員	3	18	100.0	役付以外
				計	3			
2 級	高度の技能又は経験を必要とする 業務を行う技術員の職務	11	61.1	技術員	11			
				計	11			
3 級	特に高度の技能又は経験を必要と する業務を行う技術員の職務	0	0.0					
				計	0			
4 級	技師の職務	4	22.2	技師	4			
				計	4			
合計		18	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員分を含む。

14 特定任期付職員給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する業務	0	0.0			0	0.0	役付以外
				計	0			
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な業務	0	0.0			0	0.0	課長級
				計	0			
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務	1	14.3	防災・危機管理専門監	1	1	14.3	課長級
				計	1			
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務	2	28.6	首席審理員	1	2	28.6	
				未収債権対策監	1			
				計	2			
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務で重要なもの	4	57.1	副校長	2	4	57.1	部長級
				技監	1			
				情報化統括監	1			
				計	4			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な業務で重要なもの	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な業務で特に重要なもの	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
	合計	7	100.0					

備考

特定任期付職員とは、任期付職員法第3条第1項に規定する職員を指す。

15 第2号任期付研究員給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	博士課程修了直後の者の有する程度 の専門的な知識経験を有する者が 当該知識経験に基づき研究を独立して 行う研究員の職務	4	100.0	技師	4	4	100.0	役付以外
				計	4			
2号給	博士課程終了後、特別研究員制度（特別の 法律により設立された法人等によって運営さ れ、主として博士課程を修了した優れた研究 者に国立試験研究機関等において研究する機 会を提供することを内容とする制度をいう。） 等により数年にわたり研究に従事した ことのある者の有する程度の専門的な知識経 験を有する者が当該知識経験に基づき研究を 独立して行う研究員の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
3号給	博士課程終了後、相当の期間にわたり 研究に従事したことのある者の有 する程度の専門的な知識経験を有す る者が当該知識経験に基づき困難な 研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
合計		4	100.0					

備考

第2号任期付研究員とは、任期付研究員法第3条第1項第2号に規定する職員を指す。

16 任期付短時間職員行政職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事又は技師 の職務	13	100.0	主事	13	13	100.0	役付 以外
2級	高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う主事又は技師の職務	0	0.0	計	0			
3級	1 係長の職務 2 主任の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	係長 級
4級	困難な業務を処理する係長の職務	0	0.0	計	0			
5級	課長補佐の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	課長 補佐 級
6級	1 副参事又は技佐の職務 2 課長補佐の職務副参事又は技佐 の職務	0	0.0	計	0			
7級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する副参事 又は技佐の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	課長 級
8級	本庁の部の次長の職務	0	0.0	計	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の部の困難な業務を処理 する次長の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	部長 級
合計		13	100.0					

備考

任期付短時間職員とは、任期付職員法第5条に規定する職員を指す。

17 任期付短時間職員教育職（二）給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	2	100.0	講師	2	2	100.0	講師級
				計	2			
2 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は困難な業務を処理する実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務	0	0.0			0	0.0	教諭級
				計	0			
3 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	0	0.0			0	0.0	教頭級
				計	0			
4 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	0	0.0			0	0.0	校長級
				計	0			
合計		2	100.0					

備考

任期付短時間職員とは、任期付職員法第5条に規定する職員を指す。

17 任期付短時間職員教育職（三）給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	小学校、中学校若しくは義務教育 学校の講師、助教諭若しくは養護助 教諭又は中等教育学校の講師若しく は助教諭の職務	2	100.0	講師	2	2	100.0	講師級
				計	2			
2 級	小学校、中学校若しくは義務教育 学校の教諭、養護教諭若しくは栄養 教諭又は中等教育学校の教諭の職務	0	0.0			0	0.0	教諭級
				計	0			
3 級	小学校、中学校又は義務教育学校 の副校長又は教頭の職務	0	0.0			0	0.0	教頭級
				計	0			
4 級	小学校、中学校又は義務教育学校 の校長の職務	0	0.0			0	0.0	校長級
				計	0			
合計		2	100.0					

備考

任期付短時間職員とは、任期付職員法第5条に規定する職員を指す。